

政令第二十四号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。